

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次の道路の部分を自転車歩行者専用道路に指定する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

利根川自転車道線	路線名
久喜市栗橋北二丁目一九番地先から同市栗橋北二丁目二〇番地先まで	指定する道路の部分
令和六年十一月一日	指定の期日
国の首都圏氾濫区域堤防強化対策工事による。	備考